

## 福岡県太宰府市「歴史と文化の環境税」の更新

福岡県太宰府市から協議があった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

更新後の太宰府市歴史と文化の環境税の概要は以下のとおりです。

課税団体	福岡県太宰府市
税目名	歴史と文化の環境税（法定外普通税）
課税客体	有料駐車場(*)に駐車する行為 * 有料駐車場…市内にある有料駐車場のうち、月極駐車場、事業所・店舗等に付随する駐車場、臨時的駐車場を除いたもの
課税標準	有料駐車場に駐車する台数
納税義務者	有料駐車場に駐車する者
税率	二輪車（自転車を除く） 50円 乗車定員10人以下の自動車 100円 乗車定員10人を超え29人以下の自動車 300円 乗車定員29人を超える自動車 500円
徴収方法	特別徴収 （特別徴収義務者…有料駐車場の事業者）
収入見込額	（平年度）71,910千円
非課税事項	地方税法に規定する障害者と介護者及び障害者に準ずる者
徴税費用見込額	年間 約2,381千円
課税を行う期間	3年間（令和6年5月23日～令和9年5月22日）

- ・ 令和5年12月19日 太宰府市議会にて条例案可決
- ・ 令和6年1月5日 総務大臣協議
- ・ 令和6年3月12日 総務大臣同意
- ・ 令和6年5月23日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：中谷企画官、菊地係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示  
しております。送信の際には「@」に変更してください。